

第 2 9 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録  
会長 笹沼恭一は、令和元年11月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を  
本庁舎5階 農業委員室に招集した。

出席委員（21名）

1番 根本 太 濤	2番 皆 川 重 文	3番 深 谷 泉
4番 鬼 澤 勇 一	5番 吉 澤 勇	6番 浅 井 紘 一
7番 雨 谷 克 己	8番 江 橋 健 男	9番 大 圖 金 雄
10番 関 成 一	12番 高 島 和 子	13番 皆 川 晃
14番 横須賀 尋 史	15番 後 藤 啓 一	16番 今 関 征 一
17番 渡 邊 隆 文	19番 飯 島 清 光	20番 笹 沼 恭 一
21番 市 村 正 司	23番 山 崎 千 正	24番 高 安 幸 一

欠席委員（3名）

11番 軍 地 美 代	18番 外 岡 健 寿	22番 川 又 隆 雄
-------------	-------------	-------------

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
農地係長	谷 津 知 一	農地係	江 幡 清 美
農地係	小 橋 央 樹	農地係	関 拓 也

内 容

1. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について  
議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

## 会 議 の 概 要

事務局 おはようございます。定刻前ではございますが、本日出席の委員の皆様お揃い  
です。会長、開会をお願いいたします。

笹沼会長 皆さん、おはようございます。

今日は、皆様方には大変お忙しい中での出席で、ありがとうございます。

今回、短期間のうちに台風 15 号と 19 号が襲来し、台風 21 号の影響による大雨も  
続いて、各地で大変な被害をもたらしました。これらの被害を合わせると、農業だけ  
でも 3,000 億円以上になるということでもあります。そして、今朝の新聞によりますと、  
被害を受けた農産物の廃棄や撤収などに国のお金を投入してくれるようなことが載っ  
ておりましたけれども、いずれにしましても、これから復興するには大変な額の資金  
が必要になります。

今回、非常に感じたのは、国が作成した政策を県などが運営しているわけですけれ  
ども、その連携ができていないということでもあります。特に私が危惧しているのは、  
ダム放流ですね。大潮で満潮だった 10 月 13 日の 15 時 25 分には、もう既に藤井川  
ダムが放流し、那珂川本流の深山ダムも放流したということでもあります。その結果、  
飯富・岩根地区等では那珂川が越水し、浸水深が最大約 7 メートルにものぼりました。  
岩根地区のある住宅では 3 メートルを超えた泥水が 1 階ではおさまらなくて、2 階の  
上まで達したということでもあります。こういったことは、我々素人考えでは、台風  
19 号がえらい台風だということは事前に分かっているのだから、予めダムの水を抜  
いておけばいいんじゃないかと思うんですけれども、日本の今の国交省の取り決めで  
は簡単に水は抜けないというようなことらしいです。

我々農業委員会では、3 年前の研修で八ツ場ダムへ行ったことがあるわけですけれ  
ども、10 月 1 日から試験湛水が始まってこれから水をためようという最中に台風が  
ありまして、結局、3～4 ヶ月で満水になる想定でいたところが、台風が通過した  
だけで約 6 割分も水位が上昇し、平常時最高水位に迫るほどになりました。そうい  
うことを考えると、人間が造った物を人間が適正に制御できないということは、大  
変不可解に思います。今後は広域的に連携をして少しでも被害を食い止めるべく、  
政府に働きかけをしたいと思っております。

そういう中で今日は、まだまだ皆さん忙しい時期でありますので、迅速な運営をお  
願いいたします。

以上です。

議 長 それでは、ただいまから 29 回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 21 名、欠席委員は 3 名です。よって、過半数に達しております

ので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任との声でありますので、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。  
10 番の関委員、そして、12 番の高島委員、よろしく願いいたします。

それでは次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第 29 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 20 件、農地法第 4 条の審議案件が 6 件、農地法第 5 条の審議案件が 27 件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第 3 条の 3 の届出が 3 件、農地法第 4 条の届出が 10 件、農地法第 5 条の届出が 20 件、制限除外の農地の移動届が 7 件でございます。

審議案件、報告事項と合わせまして 93 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を 10 番の関成一委員、よろしく願いいたします。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接し、耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番，皆川です。

この件につきまして，関係法令に照らし調査検討した結果，許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが，契約内容は贈与であります。受人は，経営規模拡大のため，申請地を受贈し，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番，関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，自作地に近接し，耕作に便利のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番, 関です。20 番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 4 項は私の家族が関係しておりますので, 農業委員会等に関する法律第 31 条, 議事参与の制限の規定に基づき, 一時退席します。そのため, 議長の職を渡邊会長代理に一時交代します。お願いします。

(笹沼委員退席)

渡邊会長代理 ただいま, 議長の職を笹沼会長から一時引き継ぎました。

それでは, 第 4 項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第 4 項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 経営規模拡大のため, 申請地を譲り受け, 耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

渡邊会長代理 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番, 関です。20 番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

渡邊会長代理 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊会長代理 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

それでは, 笹沼委員に着席を求めます。

(笹沼委員着席)

渡邊会長代理　ここで、議長の職を笹沼会長と交代をいたします。

議　長　それでは、ただいま議長の職を渡邊会長代理から引き継ぎました。

それでは、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第5項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局　第6項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自宅に近接し、耕作に便利のため、申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、新規就農のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、以前から申請地を耕作してきたため、今回受贈し、引き続き耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1番、根本です。

この件に関して調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議

をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接し、耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15番、後藤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、以前から申請地を耕作してきたため、今回譲り受け、引き続き耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15 番, 後藤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが, 契約内容は贈与であります。受人は, 自作地に隣接し, 耕作に便利のため, 申請地を受贈し, 耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15 番, 後藤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが, 契約内容は贈与であります。受人は, 自作地に隣接し, 耕作に便利のため, 申請地を受贈し, 耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15 番，後藤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 13 項と第 14 項は関連がございますので，あわせて上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項と第 14 項は関連がありますので，あわせてご説明します。

第 13 項，第 14 項ともに契約内容は交換であります。受人は，自作地に隣接もしくは近接し，耕作に便利のため，申請地を交換し，耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15 番，後藤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 15 項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが，契約内容は贈与であります。受人は，父親から農地を受贈し，耕作を引き継ぎたい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 16 項と第 17 項は関連がございますので，あわせて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項と第 17 項は関連がありますので，あわせてご説明します。

第 16 項，第 17 項ともに契約内容は交換であります。受人は，それぞれ自作地に近接し，耕作に便利のため，申請地を交換し，耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 こちらは 23 番，山崎です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが，契約内容は競売による落札であります。受人は，経

営規模拡大のため、申請地の競売に参加し落札したので、取得し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接し、耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番、大圖です。18番外岡委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様、ご審議をよろしくお願ひをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様、ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、申請人は、令和元年 7 月 1 日に建売分譲住宅の許可を受けておりますが、住宅購入希望者のニーズに応えるため、事業計画を特定建築条件付売買予定地に変更したい旨の申請であります。申請地は、県庁から 300 メートル以内の農地であることから、農地区分は第 3 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。20 番笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、申請人は、茨城県における道路整備のための公共移転に伴い、隣接地に農家住宅と農業用倉庫を新たに建築したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14番、横須賀です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、申請人は、昭和50年9月頃から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続が未済のため、始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14 番，横須賀です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われるので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局からお願いします。

事務局 第4項でございますが，申請人は，平成23年6月頃から太陽光発電設備の敷地の一部として利用してきましたが，手続が未済のため，始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 5 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，申請人は，平成5年4月頃から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが，手続が未済のため，始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく  
願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが, 申請人は, 現在兄の家に住んでおりますが, 手狭なの  
で住家を新築したい旨の申請であります。申請地は, 公共投資の対象となっていない  
小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料され, 周辺農地への支障  
はないと判断されます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得て  
おります。

また, 備考欄に記載のとおり, 議案第3号第25項と関連案件であることを申し添  
えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番, 大圖です。18番外岡委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様, ご審議をよろしくお  
願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番、皆川です。

この件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、契約内容は地上権の設定であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、山林や宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番、皆川です。

この件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、水道、下水道の埋設された道路に面し、500メートル以内に保育園と診療所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 13番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を建築したい旨の申請であります。申請地は、水

道、下水道の埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と特別支援学校があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、広がりのある農地でことから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により、許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、塗装工事業を営んでおりますが、住家建設予定地の隣接地に資材置場を設置したい旨の申請であります。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に小学校と幼稚園があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。20 番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 8 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 8 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，現在アパートに住んでおりますが，手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料され，周辺農地に支障はないと判断されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。20 番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 9 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 9 項でございますが，契約内容は地上権の設定であります。賃借人は，再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため，太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は，公共投資の対象となっていない小集

団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1 番，根本です。

この件に関して調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため，太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料され，周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15 番，後藤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、契約内容は地上権の設定であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15 番、後藤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在実家に住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て

おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願  
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 再生可能エネ  
ルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため, 太陽光発電設備を設  
置したい旨の申請であります。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農  
地であることから, 農地区分は第2種農地と思量され, 周辺農地への支障はないと判  
断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、契約内容は地上権の設定であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願い

たします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断

されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが, 契約内容は使用貸借であります。借人は, 現在実家に住んでおりますが, 手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請がありましたが, 現段階では開発許可が見込めないとの回答でございました。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。

この件は, 事務局の説明のとおり, 現段階で開発許可が見込めない状況でありますので, 今回は保留といたします。

議 長 関係委員から保留が妥当だというご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 そうですね。それでは, 異議なしとのことでございますので, 保留として次回に回すことに決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、契約内容は賃貸借であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 17 番、渡邊です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当かと思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、契約内容は賃貸借であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 17 番、渡邊です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当かと思われまので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、雑種地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 17 番、渡邊です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当かと思われまので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規

則第 33 条第 4 号の規定により，許可可能であると考えます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3 番，深谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 25 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，建築予定である住家への進入路を設置したい旨の申請であります。申請地は，水道，下水道が埋設された道路に面し，500 メートル以内に歯科医院と中学校があることから，農地区分は第 3 種農地と思料されます。

また，備考欄に記載のとおり，議案第 2 号第 6 項との関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番，大圖です。18 番外岡委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様，ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 26 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 26 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、製品の展示場を兼ねた資材置場として、一時転用許可を受けて使用していますが、土地を取得して継続して使用したい旨の申請であります。申請地は、宅地や道路に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様、ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 27 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 27 項でございますが、契約内容は地上権の設定であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番, 大圖です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様, ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

初めに, 高安委員に關係する案件がありますので, 農業委員会等に関する法律第31条, 議事参与の制限の規定に基づき, 一時退席をお願いいたします。

(高安委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料, 別紙1をご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは, 高安委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては, 利用集積計画書一覧の2ページ, 3ページに載せてございます。2ページ, 3ページ目の15番, 16番, 17番となります。

こちらは, 田が新規のみで, 合計2,305平方メートル, 設定期間10年間, 設定者1名, 取得者1名でございます。

利用権設定年月日は, 令和元年11月20日を予定しております。

なお, 以上につきましては, 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが, ご意見, ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 承認することに決定

いたします。

それでは、高安委員に着席を求めます。

(高安委員着席)

議 長 それでは、事業担当課から続けて説明を受けます。

事務局 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和元年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目、設定期間3年未満につきましては、畑が再設定のみで6,209平方メートル、設定者、取得者ともに1名でございます。

表の2段目、設定期間3年以上6年未満につきましては、田が新規のみで2,417平方メートル、畑が新規のみで3,342平方メートル、設定者、取得者ともに2名でございます。

表の4段目、設定期間10年以上につきましては、田が2万596平方メートル、うち再設定1万6,698平方メートル、畑が2万5,710平方メートル、うち再設定1万8,339平方メートル、設定者15名、取得者5名、うち再設定の設定者10名、取得者3名でございます。

今回の設定の合計につきましては、田が2万3,013平方メートル、うち再設定1万6,698平方メートル、畑が3万5,261平方メートル、うち再設定2万4,548平方メートル、設定者18名、取得者8名、うち再設定の設定者11名、取得者4名でございます。

利用権設定年月日は、令和元年11月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事務局 お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和元年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

農地中間管理事業による賃借権または使用貸借による権利の設定面積につきましては、表の1段目、設定期間5年未満につきましては、田が再設定のみで1,437平方メートル、畑が再設定のみで1,464平方メートル、設定者1名、取得者2名でございます。

表の2段目、設定期間5年以上10年未満につきましては、田が再設定のみで1,412平方メートル、畑が再設定のみで1万8,457平方メートル、設定者1名、取得者3名でございます。

表の3段目、設定期間10年以上につきましては、田が新規のみで2,070平方メートル、畑が新規のみで2万3,118平方メートル、設定者1名、取得者4名でございます。設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

今回のこちらの設定の合計につきましては、田が4,919平方メートル、うち再設定2,849平方メートル、畑が4万3,039平方メートル、うち再設定1万9,921平方メートル、設定者1名、取得者9名、うち再設定の設定者1名、取得者5名でございます。賃借権等の設定年月日は、令和2年1月1日に予定されております。

農用地利用配分計画（案）の一覧につきましては、次のページから記載してございます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課は退席します。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理についてでございますが、第1項、堀町から第3項、下国井町までの計3件の届出がございました。

続きまして、報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理についてでございますが、第1項、石川2丁目での賃貸住宅への転用から2ページの第10項、姫子1丁目での住宅への転用までの計10件の届出がございました。

続きまして、報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理についてでございますが、第1項、河和田3丁目での建売住宅への転用から5ページの第20項、酒門町での宅地分譲への転用までの計20件の届出がございました。

農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届についてでございますが、第1項、元吉田町での携帯電話基地局への転用から6ページの第7項、内原町での水路工事の仮設道路及び資材置場の設置の転用の計7件の届出がございました。

続きまして、報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無についてでございます。

第1項は大塚町の畑、1.94平方メートルの土地について地目確認照会があり、農業委員3名で現地調査を行った結果、原状回復命令を発しないことで回答しております。

報告は以上でございます。

議長 以上をもちまして第29回総会を閉会いたします。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時30分